

北九州市監査公表第11号

令和2年3月27日

北九州市監査委員	井	上	勲
同	廣	瀬	隆明
同	香	月	耕治
同	河	田	圭一郎

地方自治法第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和元年度

包括外部監査結果報告書

-公営競技事業に関する事務の執行について-

令和2年3月

北九州市包括外部監査人

公認会計士 神尾 康生

目次

第1	監査の概要.....	1
1	監査の種類.....	1
2	選定した特定の事件(テーマ).....	1
3	特定の事件として選定した理由.....	1
4	監査の対象.....	1
(1)	対象部署.....	1
(2)	対象とした年度.....	1
5	監査の方法.....	2
(1)	監査の視点.....	2
(2)	実施した監査の流れ.....	2
6	監査の実施者.....	2
7	利害関係.....	2
8	略号等.....	3
第2	監査対象の概要.....	4
1	公営競技事業の概要.....	4
(1)	公営競技事業とは.....	4
(2)	公営競技事業における全国的な売上高の推移.....	4
(3)	地方公営企業法の全部適用及びそれに伴う公営企業会計の適用について.....	7
(4)	地方公営企業法の概要.....	9
2	競輪事業の概要.....	11
(1)	競輪事業とは.....	11
(2)	競輪の種類.....	13
(3)	競輪事業の関連団体について.....	14
(4)	北九州市競輪事業の概要.....	15
3	モーターボート競走事業の概要.....	19
(1)	モーターボート競走事業とは.....	19

(2) モーターボート競走の種類	21
(3) モーターボート競走事業の関連団体について	22
(4) 北九州市モーターボート競走事業の概要	24
4 市の経営方針	29
(1) 企業理念	29
(2) 目指すべき将来像(競輪事業)	29
(3) 目指すべき将来像(モーターボート競走事業)	35
第3 監査の結果(指摘)及び監査の結果に添えて提出する意見	42
1 監査対象の選定理由	42
2 監査の視点	42
3 監査手続の流れ	42
(1) 概要の把握	42
(2) 監査対象とした部署に関する文書等の査閲及び担当者への質問	42
4 監査の結果(指摘)及び意見の概要	42
(1) 監査対象別の監査の結果(指摘)及び意見の件数	43
(2) 監査対象別の監査の結果(指摘)及び意見の項目	43
5 項目別の監査の結果(指摘)及び監査の結果に添えて提出する意見	45
(1) 共通	45
(2) 競輪事業	82
(3) モーターボート競走事業	99

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

公営競技事業に関する事務の執行について

3 特定の事件として選定した理由

北九州市は自転車競技法、モーターボート競走法に基づき、市の財政に寄与すること等を目的として、公営競技事業である競輪事業及びモーターボート競走事業を運営している。

昭和 38 年の市発足以降、両事業の収益金から約 1,600 億円を一般会計へ繰り出し、市民生活の充実・利便性の向上等に寄与してきている。

一方、全国の両事業の売上は、景気後退、趣味の多様化、ファン層の高齢化等の影響を受け、平成3年度をピークに減少し、売上規模はピーク時の約 60%に留まっており、今後も収益を確保していく上で、依然として厳しい経営環境が続くことが予想されている。

このような状況のなか、市は収益事業に相応しい経営形態へ移行し、更なる経営強化を図るため、競輪事業及びモーターボート競走事業に、地方公営企業法の全部を適用し、平成 30 年 4月1日に、公営競技局を新設した。

したがって、公営競技事業は、包括外部監査対象年度である平成 30 年度が地方公営企業法の全部の適用初年度であり、また、公営競技事業は安定的かつ継続的な収益の確保により、地方財政への貢献に重要な影響を及ぼすものと考えられることから、公営競技事業に関する事務の執行について、法令等に対する合規性及び経済性、効率性、有効性の観点から総合的に検討することは十分に意義があると判断し、包括外部監査のテーマとして選定した。

4 監査の対象

(1) 対象部署

公営競技事業に関する所管部署を対象とした。

(2) 対象とした年度

監査の対象年度は、原則として平成 30 年度とし、必要に応じて、それ以外についても対象とした。

5 監査の方法

(1) 監査の視点

- ① 競輪事業及びモーターボート競走事業の経営状況の把握、分析及び進捗管理が適切に行われているか。
- ② 競輪事業及びモーターボート競走事業に関する予算は適正に配分され、所定の手続に従って、適正に執行されているか。
- ③ 契約に関する事務は、法令等に準拠して適正に行われているか。
- ④ 固定資産等の管理が適切に行われているか。
- ⑤ 以上の事務の執行が経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

(2) 実施した監査の流れ

I. 概要の把握

- ① 市の組織、人員、財務等についての概要把握等を目的とした、北九州市公営競技事業経営戦略等の状況及び課題等についての担当者への質問
- ② 監査対象とした公営競技局の事務に関する文書等の査閲及び担当者への質問
- ③ 監査対象とした競技場への現場視察

II. 監査の期間

令和元年7月5日から令和2年2月10日まで。

なお、詳細は、「第3 3 監査手続の流れ」に記載している。

6 監査の実施者

包括外部監査人	神尾 康生	公認会計士
補助者	藤井 晋	弁護士
同	三浦 勝	公認会計士
同	鈴木 雅士	公認会計士
同	川名 大哉	公認会計士
同	白川 典之	公認会計士
同	樋口 洸太	公認会計士
同	鎌田 三郎	公認会計士試験合格者
同	田中 大地	公認会計士試験合格者

7 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

8 略号等

本報告書中、一部の元号については、以下の通り略号を使用している。

略号	元号	凡例
S	昭和	S62=昭和 62 年
H	平成	H12=平成 12 年
R	令和	R 元=令和元年

表中の数値については、単位未満を切り捨てており、合計や差引が合わない場合がある。なお、数値がゼロの場合は「一」とし、単位未満の数値がある場合及び計算結果がゼロとなる場合は「0」としている。

引用文、表及び図の下に、出所を記載している。表及び図については、市からの提供資料等を基に包括外部監査人(以下、「監査人」という。)が作成している。

第2 監査対象の概要

1 公営競技事業の概要

(1) 公営競技事業とは

日本では、刑法第 23 章第 185 条において、賭博をした者は、50 万円以下の罰金または科料に処するとされており、一般にギャンブルは違法なものとして扱われている。その一方で、宝くじ、競輪、ボートレース(モーターボート競走)、競馬、オートレース、サッカーくじは、刑法第7章第 35 条により認められる公営ギャンブルといわれている。

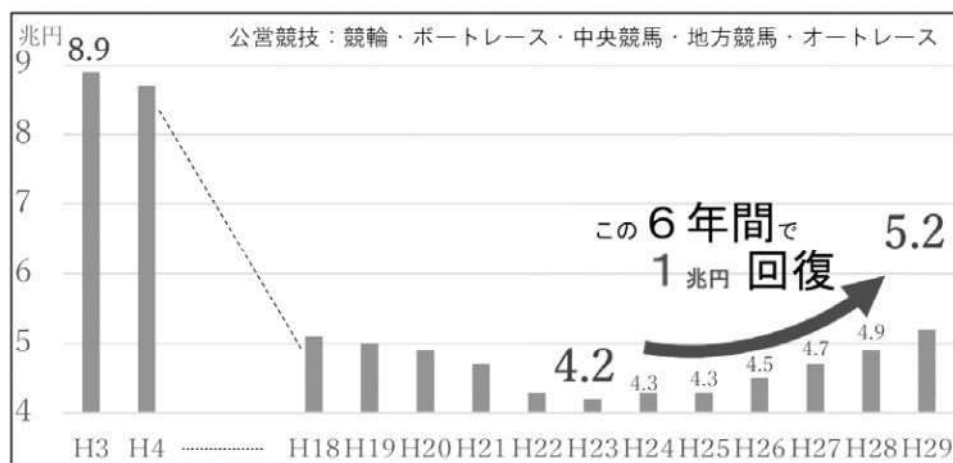
市は、小倉競輪場において競輪事業、ボートレース若松においてモーターボート競走事業を行っている。

(2) 公営競技事業における全国的な売上高の推移

I. 公営競技全体の売上高の推移

競輪、ボートレース、競馬、オートレースの4つの競技についての売上高の推移をみると、平成3年度をピークとして徐々に減少し、平成 23 年度には 4.2 兆円とピーク時の 47%程度であったものの、その後は上昇に転じ、平成 29 年度時点では 5.2 兆円と下表の通り6年間で1兆円回復している。しかしながら、ピーク時の 8.9 兆円と比較すると 58%程度の状況である。

【平成3年度から平成 29 年度までの売上高推移】

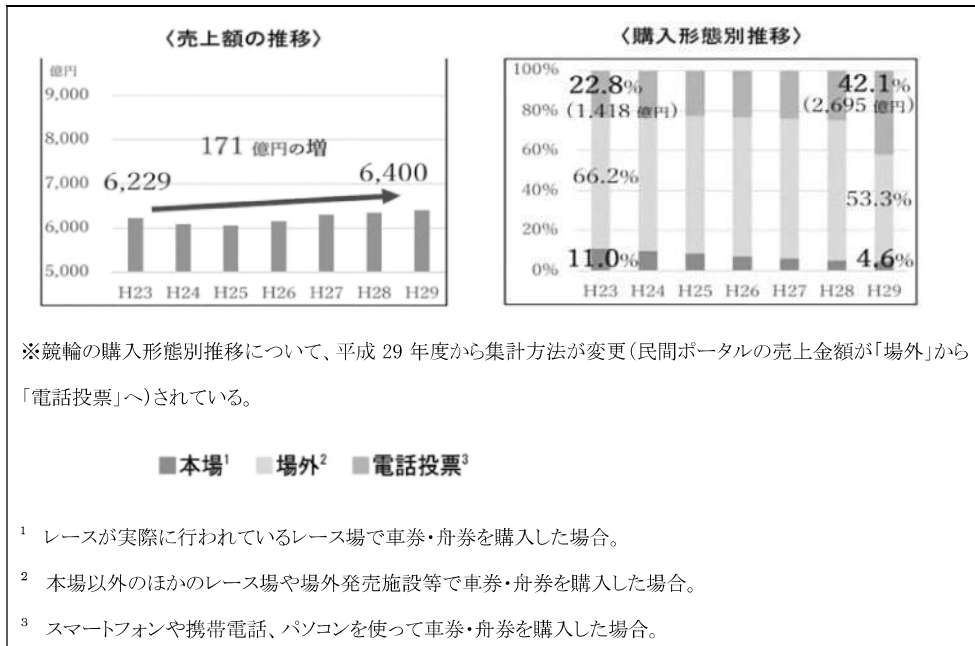


出所:北九州市公営競技事業経営戦略 平成 31 年3月策定

II. 競輪及びボートレースの売上高の推移

市が主催している競技である競輪及びボートレースの全国における売上高の推移をみると、平成 23 年から平成 29 年にかけて、競輪は 6,229 億円から 6,400 億円と 171 億円、ボートレースは 0.91 兆円から 1.23 兆円と 3,200 億円それぞれ増加している。

【競輪(全国)の売上高推移】



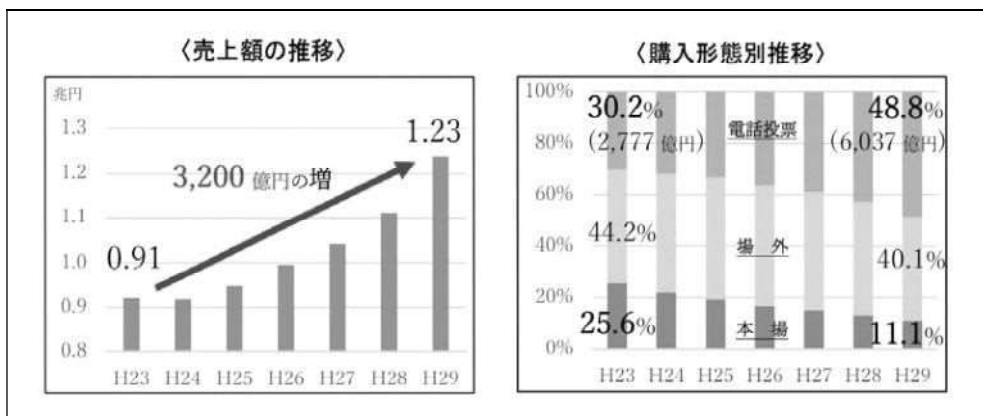
出所:北九州市公営競技事業経営戦略 平成 31 年3月策定

【近年の動向】

競輪事業の売上は、平成3年度の約1兆 9,300 億円をピークに減少の一途をたどってきたが、平成 25 年度の 6,063 億円で底を打った。平成 26 年度以降は3年連続で売上が増加し、平成 28 年度は 6,346 億円(前年度比 100.6%)となっている。車券売上増加の主な要因は、ミッドナイト競輪における売上増加(開催日数の増加及び1日当たり売上の増加)をはじめとするインターネット発売の増加である(平成 28 年度売上は、前年度比 117.0%)。一方で、競輪場での車券発売(場間場外発売を含む)や専用場外車券売場での車券発売は減少傾向にあり、特に、競輪場での減少幅が大きい(平成 28 年度売上は、本場で前年度比 86.4%、場間場外で前年度比 91.4%)。なお、他の公営競技では、オートレースを除き、競輪を大幅に上回る売上増加が見られる(平成 28 年度売上は:中央競馬=前年度比 103.4%、地方競馬=前年度比 113.0%、ボートレース=前年度比 106.6%)。

出所:競輪事業の持続的発展のための課題解決に向けて－産業構造審議会 製造産業分科会 車両競技小委員会とりまとめ－(経済産業省)

【ボートレース(全国)の売上高推移】



出所:北九州市公営競技事業経営戦略 平成 31 年3月策定

【近年の動向】

ボートレースの売上は、平成3年の2兆2,137億円をピークに年々減少し、平成24年度には9,175億円とピーク時の約4割程度であったが、平成25年以降は回復傾向にある。平成27年には1兆円を突破し、平成29年時点で5年連続の増加となっている。購入形態別の推移をみると、売上額の増加に相関するかたちで電話投票による購入割合が増加しており、平成23年時点では全体の3割程度だったが平成29年時点ではおよそ5割を占めている。電話投票が増加した要因には、独特なTVコマーシャルやSNSを活用した情報発信による認知度向上が考えられる。積極的な広告宣伝活動がスマートフォンや携帯電話、パソコンを使い遠隔地から投票することができる電話投票の普及に寄与しており、ボートレースの売上を牽引している状況にある。

出所:海事レポート2018(国土交通省)

(3) 地方公営企業法の全部適用及びそれに伴う公営企業会計の適用について

市は、収益事業に相応しい経営形態への移行及び更なる経営強化を図るため、「北九州市公営競技事業の設置等に関する条例」(平成 30 年4月1日施行)を策定し、平成 30 年4月1日から新たに公営競技局を設け地方公営企業法の全部を適用している。

北九州市公営競技事業の設置等に関する条例(平成 29 年 12 月 20 日条例第 38 号)

第2条 地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号)第1条第2項の規定に基づき、公営競技事業に法の規定の全部を適用する。

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)

第2条

(中略)

3 前二項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項の一部事務組合(以下「一部事務組合」という。))又は広域連合(以下「広域連合」という。))にあつては、規約)で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号)

第1条

(中略)

2 地方公共団体は、地方公営企業及び前項に規定する病院事業以外の事業で主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもつて充てるものについて、条例で定めるところにより、法の規定の全部又は財務規定等を、条例で定める日から適用することができる。

また、これに伴い、地方公営企業法第 20 条の規定により、現金主義の考え方を採る従前の官庁会計から発生主義の考え方を採る公営企業会計に移行した。

(計理の方法)

第二十条 地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生の事実に基づいて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない。

2 地方公営企業においては、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資

本及び負債の増減及び異動を、その発生の事実に基き、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従って、整理しなければならない。

- 3 前項の資産、資本及び負債については、政令で定めるところにより、その内容を明らかにしなければならない。

出所:地方公営企業法

従前の官庁会計では、あらかじめ徴収した税金を配分するという官公庁の性格上、予算統制に重きを置くことから、経済取引の記録にあたり確定性、客観性、透明性に優れた、単式簿記による現金主義会計を採用していた。しかしながら、官庁会計では現金の収入・支出のみを管理するため、経営状況の把握にはなじまない。

この点、発生主義の考え方によれば、現金以外の収益・費用、資産・負債等の増減も同時に管理することから、その適用により適正な損益を認識測定することが可能となる。

市の財政に寄与することをその目的の一つとし、また収益事業として位置づけられる公営競技事業においては、取引の認識基準として発生主義を採用する公営企業会計への移行により、市が自らの経営成績及び財政状態を的確に把握し、経営基盤の強化に取り組んでいくことが期待される。

なお、官庁会計と公営企業会計の相違は以下の通りである。

【官庁会計と公営企業会計の主な相違点】

項目	官庁会計	公営企業会計
会計制度の趣旨	行政目的通りの予算が執行されたかどうかを監視、評価すること	公営企業の財政状態及び経営成績を的確に把握すること
記帳方式	単式簿記	複式簿記
認識基準	現金主義	発生主義
会計情報	収入・支出	資産・負債・資本 収益・費用 収入・支出
決算書類	歳入歳出決算書 歳入歳出決算事項別明細書 実質収支に関する調書 財産に関する調書 等	(地方公営企業法第30条第7項に基づき作成しなければならない書類) 決算報告書 損益計算書 剰余金計算書又は欠損金計算書 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書 貸借対照表 (地方公営企業法施行令第23条に基づき作成しなければならない書類) キャッシュ・フロー計算書 収益費用明細書 固定資産明細書 企業債明細書

出所: 監査人作成

(4) 地方公営企業法の概要

地方公共団体は、住民福祉の向上のため、一方で教育や社会福祉、消防等の行政活動を行い、他方で水道事業や電気事業等、地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する事業活動を行っている。そうした事業活動は第三セクター等を活用して行う場合もあるが、地方公共団体自らが行う場合もある。そのような地方公共団体自らが経営する企業は総称して地方公営企業と呼ばれる。

地方公営企業は、あくまでも地方公共団体の一部である以上、地方自治法や地方財政法、地方公務員法の規定が原則として適用される。しかしながら、これらの法律は一般行政事務を規律することを目的として規定されていることから、そのすべてを適用した場合、

地方公営企業の効率的・機動的な事業運営が阻害されることが予想される。したがって、能率的経営を阻害すると予想される規定の適用を排除し、それらに代わる事業の実態に即した法規範、いわば地方自治法等の特例として地方公営企業法は制定されている。

(この法律の目的)

第一条 この法律は、地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱いその他企業の経営の根本基準並びに企業の経営に関する事務を処理する地方自治法の規定による一部事務組合及び広域連合に関する特例を定め、地方自治の発達に資することを目的とする。

出所:地方公営企業法

2 競輪事業の概要

(1) 競輪事業とは

競輪とは、自転車競技法により規定されている、国や地方公共団体が主催する公営競技のひとつであり、以下の趣旨に基づいている。

第一条 都道府県及び人口、財政等を勘案して総務大臣が指定する市町村(以下「指定市町村」という。)は、自転車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るため、この法律により、自転車競走を行うことができる。

出所:自転車競技法

平成 30 年度末時点で日本全国に 43 か所の競輪場があり、地方公共団体、その他組合等が施行者としてレースを主催している。

【競輪場一覧】

地区	競輪場名	所在地	施行者
北日本	函館競輪場	北海道函館市	函館市
	青森競輪場	青森県青森市	青森市
	いわき平競輪場	福島県いわき市	いわき市
関東	弥彦競輪場	新潟県西蒲原郡	弥彦村
	前橋競輪場	群馬県前橋市	前橋市
	取手競輪場	茨城県取手市	茨城県 取手市
	宇都宮競輪場	栃木県宇都宮市	宇都宮市
	大宮競輪場	埼玉県さいたま市	埼玉県
	西武園競輪場	埼玉県所沢市	埼玉県
	京王閣競輪場	東京都調布市	東京都十一市競輪 事業組合
	立川競輪場	東京都立川市	立川市
南関東	松戸競輪場	千葉県松戸市	松戸市
	千葉競輪場	千葉県千葉市	千葉市
	川崎競輪場	神奈川県川崎市	川崎市
	平塚競輪場	神奈川県平塚市	平塚市
	小田原競輪場	神奈川県小田原市	小田原市
	伊東温泉競輪場	静岡県伊東市	伊東市

	静岡競輪場	静岡県静岡市	静岡市
中部	名古屋競輪場	愛知県名古屋市	名古屋競輪組合
	岐阜競輪場	岐阜県岐阜市	岐阜市
	大垣競輪場	岐阜県大垣市	大垣市
	豊橋競輪場	愛知県豊橋市	豊橋市
	富山競輪場	富山県富山市	富山市
	松阪競輪場	三重県松阪市	松阪市
	四日市競輪場	三重県四日市市	四日市市
近畿	福井競輪場	福井県福井市	福井市
	奈良競輪場	奈良県奈良市	奈良県
	京都向日町競輪場	京都府向日市	京都府
	和歌山競輪場	和歌山県和歌山市	和歌山県
	岸和田競輪場	大阪府岸和田市	岸和田市
中国	玉野競輪場	岡山県玉野市	玉野市
	広島競輪場	広島県広島市	広島市
	防府競輪場	山口県防府市	防府市
四国	高松競輪場	香川県高松市	高松市
	小松島競輪場	徳島県小松島市	小松島市
	高知競輪場	高知県高知市	高知市
	松山競輪場	愛媛県松山市	松山市
九州	小倉競輪場	福岡県北九州市	北九州市
	久留米競輪場	福岡県久留米市	久留米市
	武雄競輪場	佐賀県武雄市	武雄市
	佐世保競輪場	長崎県佐世保市	佐世保市
	別府競輪場	大分県別府市	別府市
	熊本競輪場	熊本県熊本市	熊本市

出所:「KEIRIN.JP」、「全国競輪施行者協議会」各ホームページを基に監査人作成

各競輪場における開催日には、日次数回のレースが行われ、1回のレースにおいて9名もしくは7名の選手が規定の距離を走行し、レース単位で入着順位が決まる。また、参加者は以下の希望する賭式において入着予想を行って車券を購入し、その予想が的中した場合においては、払戻金を受け取ることができる。なお、以下賭式的的中率は選手9人でレースを行う9車立ての場合である。

【賭式の一覧】

車券の種類	内容	的中率
拡大2連勝複式	車番で1～3着内の2車を的中させる。	3/36
枠番2連勝複式	枠番で順位にかかわらず1～2着を的中させる。	1/18
枠番2連勝単式	枠番で1着、2着を着順どおりに的中させる。	1/33
車番2連勝複式	車番で順位にかかわらず1～2着を的中させる。	1/36
車番2連勝単式	車番で1着、2着を着順どおりに的中させる。	1/72
車番3連勝複式	車番で順位にかかわらず1～3着を的中させる。	1/84
車番3連勝単式	車番で1着、2着、3着を着順どおりに的中させる。	1/504

出所:「KEIRIN.JP」

(2) 競輪の種類

競輪においては、すべてのレースは GP、G I、G II、G III、F I、F IIの6つのグレードに格付けされており、一年を通し各競輪場でレースが開催されている。各選手はレース成績に応じて階級が定められており、階級に応じたレースに斡旋されることとなる。

男子競輪では選手は S 級 S 班を頂点に、S 級1～2班、A 級1～3班の6つの級班に振り分けられています。最強ランクの S 級 S 班を目指し、選手たちは日々戦っています。年に2回、成績による級班の入れ替えが行われます。成績が悪い状態が続けば、選手登録が取り消され、競輪界を去ることになります。このように厳しい戦いの中に身を置いているのが、競輪選手なのです。

出所:「KEIRIN.JP」

なお、6つのグレードの詳細は以下である。

【グレードレース一覧】

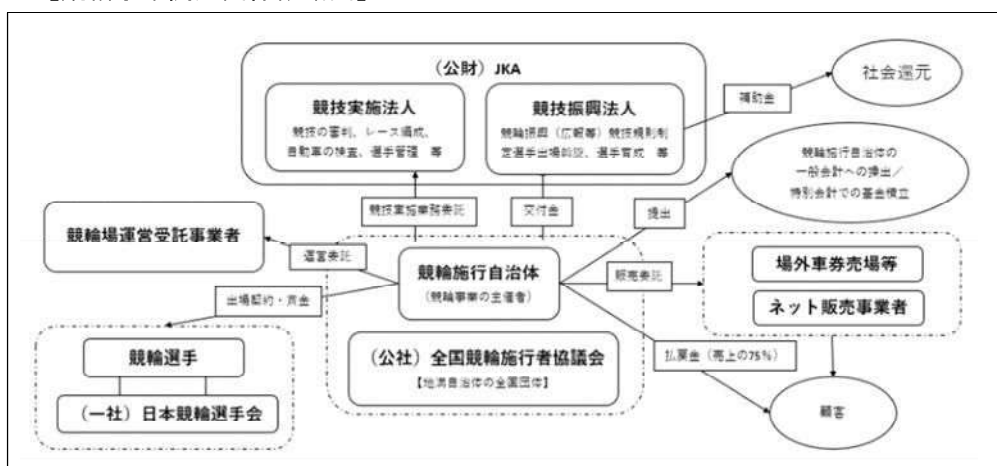
グレード	年間回数	概要
GP	1回	毎年12月30日、その年活躍した9名が集いチャンピオンを決める。
G I	6回	S 級上位選手が参加し、4日制以上の G I 優勝者は GP 出場権を得る。
G II	4回	G I に次ぐ格付けのレース
G III	各競輪場1回	S 級選手のみによる各競輪場の開設等を記念したレース。
F I		S 級選手と A 級1班・2班の選手が出走する。
F II		A 級選手のみで行われ、1年を通じて開催が最も多い。

出所:「KEIRIN.JP」

(3) 競輪事業の関連団体について

競輪事業の施行者は地方公共団体等となるが、事業は他の各団体と連携することにより行っている。主要な関連団体は以下の通りである。

【競輪事業関連団体概略図】



出所:市作成資料を基に監査人作成

No	団体名	内容
1	公益財団法人 JKA	競輪とオートレースの選手・審判員や、自転車・小型自動車の登録、競輪とオートレースの実施方法の制定、選手の出場あっせん、養成・訓練を行うほか、自転車・小型自動車等機械工業の振興、体育事業その他の公益の増進を目的とする事業に対する補助等を行う。また、競輪情報システムの研究開発、運用管理等の業務を行うほか、競輪事業附帯業務等を行う。
2	公益社団法人 全国競輪施行者協議会	全国の競輪施行者を会員とし、会員を始め関係団体等と緊密な連絡調整を図り、競輪の円滑な運営に寄与することを目的とする。
3	一般社団法人 日本競輪選手会	登録選手の適正な出場条件の確保並びに競技技術及び資質の向上を図る活動を行い、もって競輪の公正安全な運営並びに自転車競技の普及及び振興に寄与することを目的とした事業を行う。

出所:各団体ホームページを基に監査人作成

(4) 北九州市競輪事業の概要

I. 競輪事業の概要

昭和 23 年 11 月 20 日、小倉競輪場において日本で初めて競輪を実施。
門司競輪場においても昭和 25 年からレース開始。
その後、小倉競輪は、平成 10 年から北九州メディアドームで実施。
全国的に収益が減少する中、本市では、平成 13 年度末に門司競輪を廃止。
平成 18 年から競輪実施実務を民間に包括委託する等経営改善を実施。
平成 26 年度・28 年度に売上日本一を記録したが、本場来場者は減少傾向。

出所:市提出資料から抜粋

【開催日数等（平成 30 年度実績）】

区分	開催日数	車券発売金	入場者数
全体	71 日(△2)	286 億 7,400 万円(+11.2%)	43,570 人(△0.4%)
普通開催	38 日(△7)	109 億 8,900 万円(△14.8%)	22,354 人(△15.4%)
競輪祭	6 日(+2)	106 億 1,800 万円(+23.3%)	18,269 人(+5.3%)
GⅢ開催	3 日(+3)	31 億 1,300 万円(皆増)	2,947 人(皆増)
ミッドナイト開催	24 日(±0)	39 億 5,400 万円(△7.5%)	—

※()は前年度比較

出所:市提出資料から抜粋

II. 小倉競輪場の概要

小倉競輪は現在、前述の通り平成 10 年から北九州メディアドームにて実施されている。
当施設は全国的にも珍しい屋内競技場であり、その概要は以下の通りである。

「北九州メディアドーム」は、九州でも最大級の全天候型ドームです。
イベント施設と新たなケイリンを提案していく競輪場の2つの要素を融合させた、日本でもユニークな施設です。
最大客席数は約 12,500 席。これまで北九州市では不可能だったビッグイベントを可能にし、北九州のイベントシーンを塗り替えていきます。
収容力とコンサートホール並の音響性能を最大限に活かし、コンサート・スポーツ等のビッグイベントに対応できます。

出所:北九州メディアドームホームページ

【小倉競輪場の様子】



第60回競輪祭・G1（会場風景）



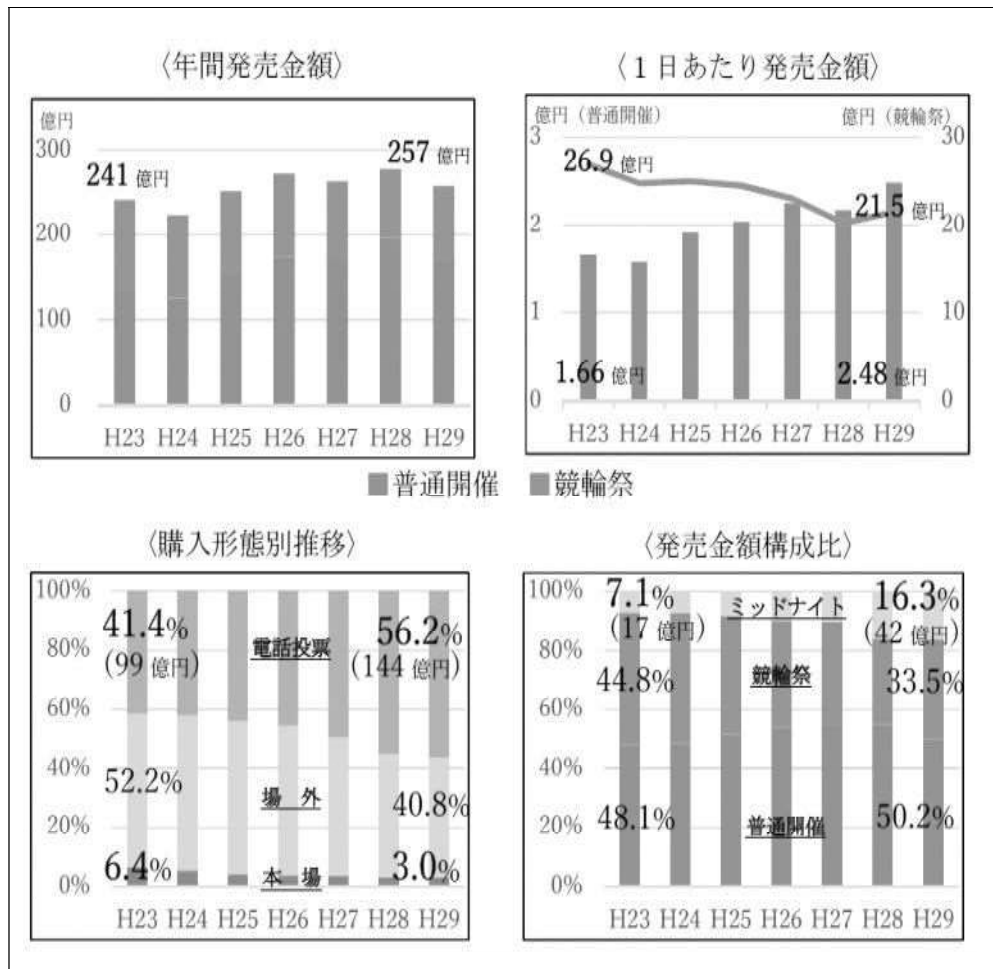
平成30年 夏まつり（キッズイベント）

出所:北九州市公営競技事業経営戦略 平成31年3月策定

III. 競輪事業売上高の推移

競輪発祥の地である小倉競輪では、毎年競輪祭を開催している。平成 12 年度からのナイターレース実施に続き、平成 22 年度からは、経営改善の取組の一環として、全国の競輪場に先駆ける形で、ミッドナイト競輪を実施している。平成 30 年度には、競輪祭を G I 初のナイター6日制開催に変更する等、経営改善への更なる取組を進めている。

【平成 23 年度から平成 29 年度までの発売金額推移】

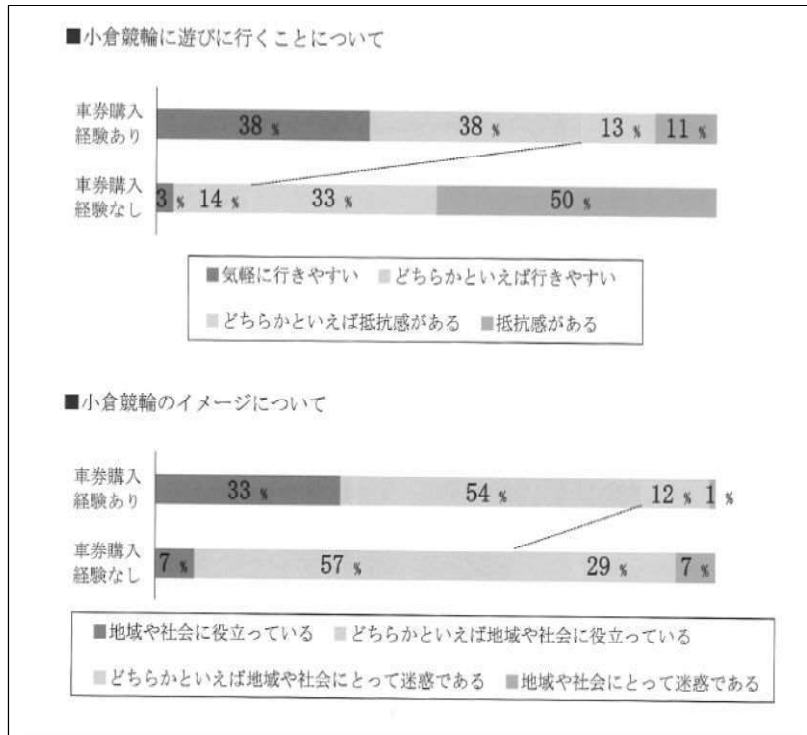


出所:北九州市公営競技事業経営戦略 平成 31 年3月策定

IV. 小倉競輪のイメージ

市は、将来にわたって競輪事業を継続していくためには、地域住民の理解が必要であると考えている。

そこで、小倉競輪にどのようなイメージを持っているのかを把握するため、平成 30 年 10 月に市及びその近郊在住の方を対象としたインターネットによるアンケートを実施している。



(調査対象:北九州市及び北九州市近郊に住む 20 歳以上 回答数:523)

出所:北九州市公営競技事業経営戦略 平成 31 年3月策定

なお、以上のアンケート結果を受けて、市は以下の通りに分析している。

アンケート結果では、車券購入経験のない方にとって気軽に遊びに行ける施設にはまだなっていない。

一方で、車券購入経験に関わらず、地域や社会に役立っていると感じている方が6割以上もいることが分かった。

今後、レース目的以外でも気軽に来場できる取組や、地域・社会貢献につながっている事業であることをより一層発信していく取組が求められる。

出所:北九州市公営競技事業経営戦略 平成 31 年3月策定

3 モーターボート競走事業の概要

(1) モーターボート競走事業とは

モーターボート競走とは、モーターボート競走法により規定されている、国や地方公共団体が主催する公営競技のひとつであり、以下の趣旨に基づいている。

第一条 この法律は、モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の改良及び輸出の振興並びにこれらの製造に関する事業及び海難防止に関する事業その他の海事に関する事業の振興に寄与することにより海に囲まれた我が国の発展に資し、あわせて観光に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資するとともに、地方財政の改善を図るために行うモーターボート競走に関し規定するものとする。

出所:モーターボート競走法

・ モーターボート競走とは

モーターボート競走は、いわゆるボートレースのことで、6艇のモーターボートで1周 600mの競走水面を3周する競技であり、競馬、競輪、オートレースと同じ公営競技の一つです。

施行者(主催者)は地方公共団体であり、全国24の競走場で熱戦が繰り広げられています。

・ モーターボート競走の魅力

モーターボート競走は他の公営競技と違い、水面で行われる競技です。一般人にはあまり馴染みのない特殊なボートで、水面を時速約 80km(体感速度は時速約 120km)で滑走します。他の艇とぶつかりあうこともあり、まさに水上の格闘技と呼ばれています。

最近では、競走場の施設も様変わりし、女性や子どもが快適に過ごせる専用ルームやグループ・カップル席を設置するなど、快適な施設となっています。

また、ナイターレースを実施している場もあり、仕事帰りの一時を楽しめる場を与えてくれるところも一つの魅力です(カクテル光線が非常に綺麗です)。

出所:国土交通省ホームページ

平成 30 年度末時点で日本全国に 24 か所のモーターボート競走場(以下、「ボートレース場」という。)があり、地方公共団体、その他組合等が施行者としてモーターボート競走を主催している。

【ボートレース場一覧】

地区	ボートレース場名	所在地	施行者
関東	桐生ボートレース場	群馬県みどり市	みどり市
	戸田ボートレース場	埼玉県戸田市	戸田競艇企業団 埼玉県都市競艇組合
	江戸川ボートレース場	東京都江戸川区	東京都六市競艇事業組合 東京都三市収益事業組合
	平和島ボートレース場	東京都大田区	府中市
	多摩川ボートレース場	東京都府中市	青梅市 東京都四市競艇事業組合
東海	浜名湖ボートレース場	静岡県湖西市	浜名湖競艇企業団
	蒲郡ボートレース場	愛知県蒲郡市	蒲郡市
	常滑ボートレース場	愛知県常滑市	常滑市 半田市
	津ボートレース場	三重県津市	津市
近畿	三国ボートレース場	福井県坂井市	越前三国競艇企業団
	びわこボートレース場	滋賀県大津市	滋賀県
	住之江ボートレース場	大阪府大阪市	大阪府都市競艇企業団 箕面市
	尼崎ボートレース場	兵庫県尼崎市	尼崎市 伊丹市
四国	鳴門ボートレース場	徳島県鳴門市	鳴門市 松茂町ほか二町競艇事業組合
	丸亀ボートレース場	香川県丸亀市	丸亀市 香川県中部広域競艇事業組合
中国	児島ボートレース場	岡山県倉敷市	倉敷市 備南競艇事業組合
	宮島ボートレース場	広島県廿日市市	宮島ボートレース企業団
	徳山ボートレース場	山口県周南市	周南市
	下関ボートレース場	山口県下関市	下関市
九州	若松ボートレース場	福岡県北九州市	北九州市 中間市行橋市競艇組合
	芦屋ボートレース場	福岡県遠賀郡	芦屋町
	福岡ボートレース場	福岡県福岡市	福岡市 福岡都市圏広域行政事業組合

	唐津ボートレース場	佐賀県唐津市	唐津市
	大村ボートレース場	長崎県大村市	大村市

出所:「BOAT RACE オフィシャルウェブサイト」、「一般社団法人 全国モーターボート競走施行者協議会」各ホームページを基に監査人作成

各ボートレース場における開催日には、日次数回のレースが行われ、1回のレースにおいて6艇のモーターボートが1周 600mのコースを3周して、レース単位で入着順位を決める。また、参加者は以下の希望する賭式において入着予想を行って舟券を購入し、その予想が的中した場合においては、払戻金を受け取ることができる。

【賭式の一覧】

舟券の種類	内容	的中率
単勝式	1着の艇を当てる。	1/6
複勝式	1着か2着に入る艇を当てる。	1/3
拡大2連勝複式	1着から3着までの2艇を順位にかかわらず当てる。	3/15
2連勝複式	1着、2着の艇を順位にかかわらず当てる。	1/15
3連勝複式	1着、2着、3着の艇を順位にかかわらず当てる。	1/20
2連勝単式	1着、2着の組み合わせを、着順通りに当てる。	1/30
3連勝単式	1着、2着、3着の組み合わせを、着順通りに当てる。	1/120

出所:「BOAT RACE オフィシャルウェブサイト」

(2) モーターボート競走の種類

モーターボート競走は、1月から 12 月までの1年間を通じてレースが開催されている。また、以下の通り選手はレース成績に応じて階級が決定され、その階級等により斡旋されるレースが決定される。

約 1,600 人いるレーサーには、その勝率によって「A1」「A2」「B1」「B2」の4段階の階級に分けられている。最上級は A1 級で、全レーサー数の上位 20%ほど。

(中略)

賞金額も権威も高い SG 競走には、原則として最上級の A1 レーサーのみが出場できるなど、級によって出場できるレースや日数が増減するのである。また、級別は勝率を基に、毎年1月と7月の半年に1度更新されている。

出所:「BOAT RACE オフィシャルウェブサイト」

グレードレースは以下の通りである。

【グレードレース一覧】

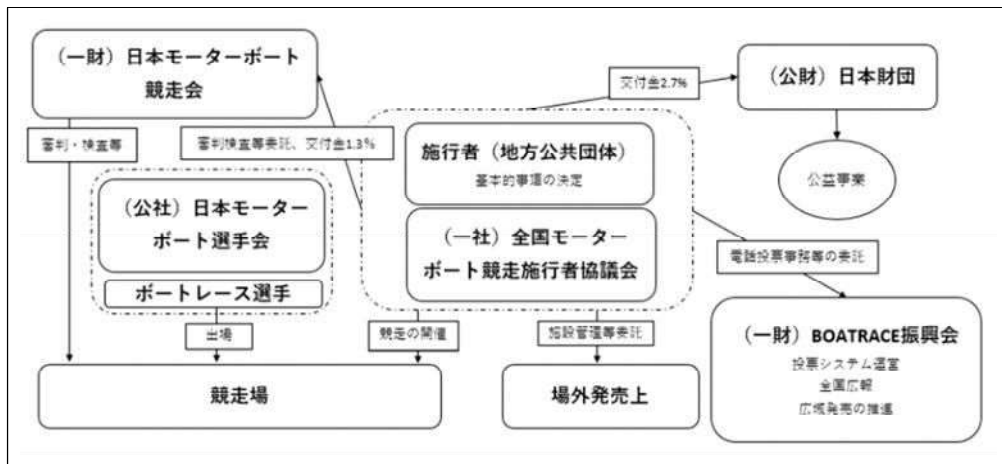
グレード	年間回数	主なレース
SG	8回	グランプリなど
G I	35 回前後	プレミアム G I・周年記念など
G II	8回前後	秩父宮妃記念杯・ モーターボート大賞など
G III	50 回前後	記念杯・オールレディース・ マスターズリーグなど
普通開催	毎日	上記以外のレース

出所:「BOAT RACE オフィシャルウェブサイト」

(3) モーターボート競走事業の関連団体について

モーターボート競走事業の施行者は地方公共団体等となるが、事業遂行は他の各団体と連携することにより行っている。主要な関連団体は以下の通りである。

【モーターボート競走事業関連団体概略図】



出所:市作成資料を基に監査人作成

No	団体名	内容
1	日本財団	モーターボート競走法による交付金を受け入れ、海洋・船舶に関する事業及び海難防止に関する事業その他の海事に関する事業、社会福祉・教育・文化・観光・体育その他の公益の増進を目的とする事業等を行う。
2	一般社団法人 日本モーターボート競走会	ボートレースの審判・検査等の競技運営のほか、制度面では協議のルール改正をはじめ、選手、審判員及び検査員の養成、スター選手の育成も行う。
3	公益社団法人 日本モーターボート選手会	モーターボート競走実施に伴う調査研究や競技技術・資質の向上を図る研修・訓練の実施、出場条件の改善及び事故・災害の防止、また選手の共済制度及び特定保険業並びに育英制度の実施等を行う。
4	一般社団法人 全国モーターボート競走施行者協議会	施行者が抱えている共通の諸問題について協議し、モーターボート競走事業の発展に期することを目的とし、各施行者の連絡調整機関として、また他団体との連絡及び諸施策の推進並びに中央官庁等の連絡調整等を行う。
5	一般財団法人 BOATRACE 振興会	モーターボート競走法事業の振興を図るための調査研究、場外発売場等の設置推進及び運営支援、振興のための広報及び宣伝、情報システム及び情報ネットワークの調査研究・開発、情報処理システム及び電話投票事務の運営管理等を行う。

出所:各団体ホームページを基に監査人作成

(4) 北九州市モーターボート競走事業の概要

I. モーターボート競走事業の概要

昭和 27 年 11 月 11 日に、ボートレースを実施。
当初は、昼間にレースを開催していたが、平成 16 年から一部のレースでナイター開催を始め、平成 20 年度以降は全てのレースをナイター化。
平成 26 年度に売上日本一を記録したが、本場来場者は年々減少傾向。
平成 28 年 10 月に施設の一部をリニューアルオープンし、ファミリーや女性の快適性を追求して、子どもの遊び場である「わかわくらんど」、フードコートや女性のリラックススペースを設けた。

出所:市提出資料から抜粋

【開催日数（平成 30 年度実績）】

区分	開催日数	舟券発売金	入場者数
全体	164 日(△6)	727 億 9,100 万円(△6.5%)	172,566 人(△5.5%)
普通開催	152 日(±0)	553 億 7,300 万円(+0.8%)	141,005 人(+1.8%)
SG	6 日(±0)	109 億 2,700 万円(△1.0%)	20,619 人(△0.4%)
G I	6 日(△6)	64 億 9,100 万円(△45.3%)	10,942 人(△53.3%)

※()は前年度比較

出所:市提出資料から抜粋

II. ボートレース若松の概要

ボートレース若松では、地域の方々のイベントや会議室等にも活用できる施設として、平成 30 年に「クレカ若松・特別観覧施設 ROKU」を新たに整備し、以下を3つの柱として活用を図ることを想定している。

1. ボートレース事業のさらなる振興の場
新規ファンの獲得やボートレースのイメージアップなどを目的に、各種事業を展開する
2. 地域交流の場
地域の方々にレース観戦以外の目的で利用してもらい、気軽にボートレース場に足を運んでもらうきっかけづくりとする
3. 様々な社会(貢献)活動の場
民間、NPOなどに、幅広く利用を呼びかけ、様々な社会(貢献)活動の場として活用してもらおうオープンな場とする

出所:「BOAT RACE 若松 オフィシャルウェブサイト」

【ボートレース若松の様子】



平成28年10月にオープンした
「わかわくらんど」



平成30年11月にオープンした
「ボルダリングパーク（レッド・ロック）」



平成28年10月にオープンした女性専用リラックススペース・コーナー



平成30年4月にオープンした「クレカ若松・特別観覧施設ROKU」



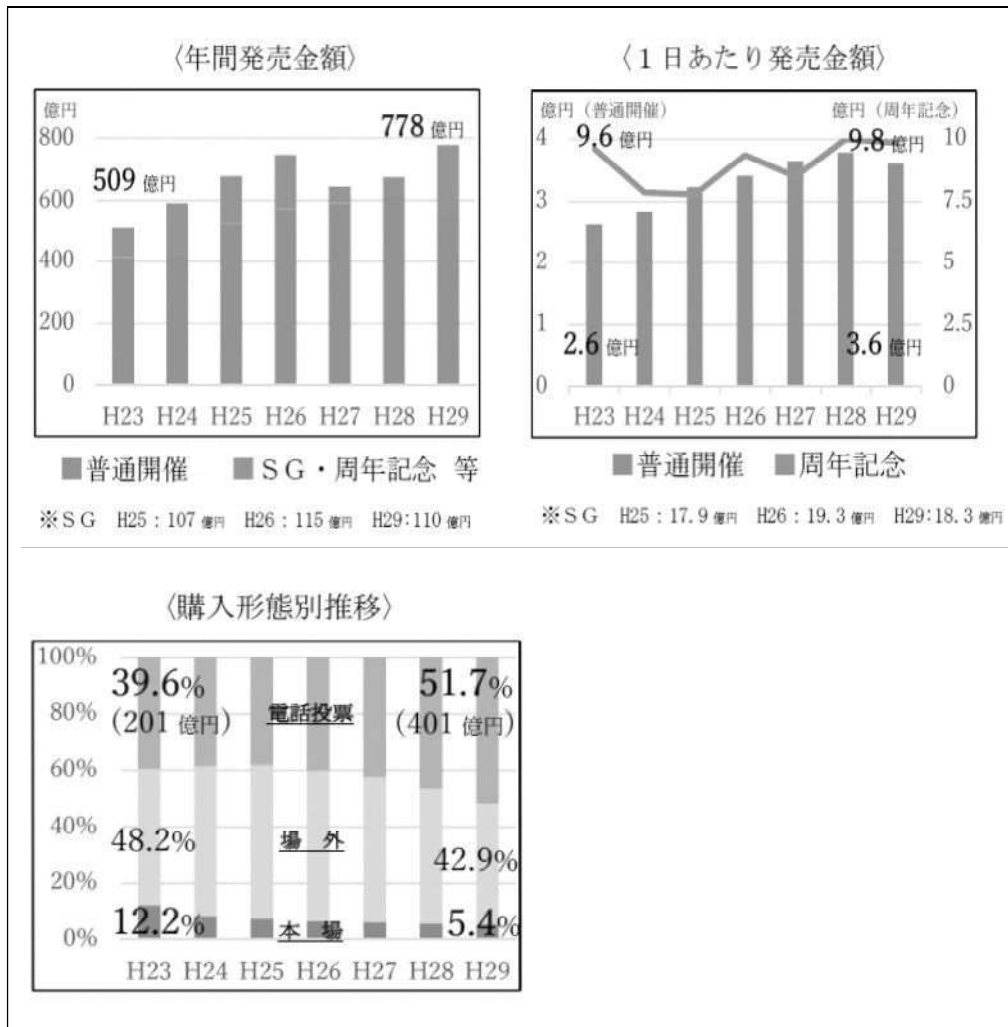
出所:北九州市公営競技事業経営戦略 平成31年3月策定

III. モーターボート競走事業売上高の推移

ボートレース若松では、小倉競輪と同様、全国のボートレース場に先駆けてナイター化を図り、さらにはグレートレースの誘致、及び電話投票や場外発売といった場内発売にとられない発売方法により、経営改善に取り組んできた。その結果、平成 26 年度には売上全国一位を記録している。

その後も、更なる新規ファンの獲得や来場者数増加を目的として、子供向け屋内遊具施設わかわくらんど等の施設整備を行っている。また、平成 30 年には、地域交流施設であるクレカ若松・特別観覧施設 ROKU を整備し、より一層地域に根差した事業となることを目指している。

【平成 23 年度から平成 29 年度までの発売金額推移】

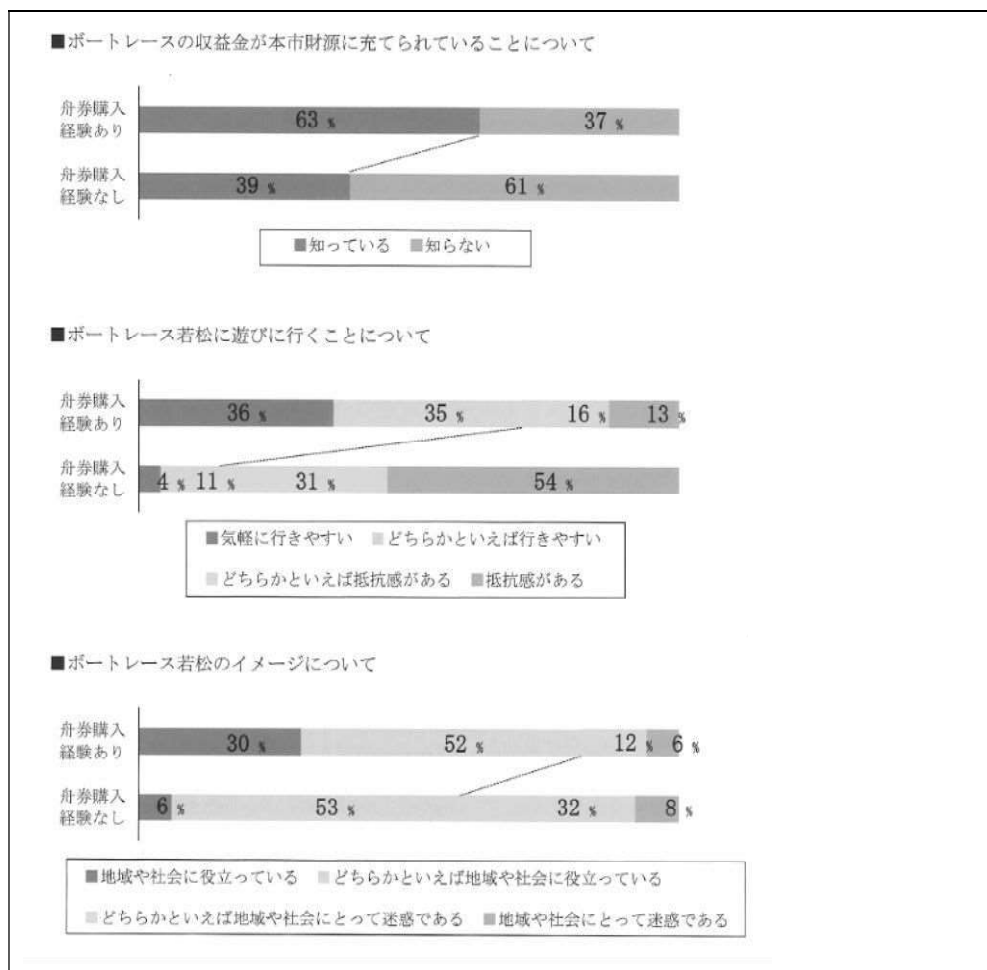


出所:北九州市公営競技事業経営戦略 平成 31 年3月策定

IV. ボートレース若松のイメージ

市は、将来にわたってモーターボート競走事業を継続していくためには、地域住民の理解が必要であると考えている。

そこで、ボートレース若松にどのようなイメージを持っているのかを把握するため、平成30年10月に市及びその近郊在住の方を対象としたインターネットによるアンケートを実施している。



(調査対象:北九州市及び北九州市近郊に住む20歳以上 回答数:523)

出所:北九州市公営競技事業経営戦略 平成31年3月策定

なお、以上のアンケート結果を受けて、市は以下の通りに分析している。

これまで、施設改修を通して、来場者に快適な環境を提供するとともに、レース目的以外でも気軽に来場できるように、わかわくらんどやボルダリングパーク(レッド・ロック)を整備してきた。また、地域交流や初心者向けイベントに活用できる施設「クレカ若松・特別観覧施設ROKU」の供用を開始している。

こうした効果もあって、アンケート結果では、舟券購入経験者にとっては気軽に遊び

に行ける施設、地域や社会に役立っている施設との高い評価を受けている。

一方で、舟券購入経験のない方にとっては、気軽に遊びに行ける施設にはまだなっていない。

今後は、今ある施設の認知度や利用率を高め、地域・社会貢献につながっている事業であることをより一層発信していく取組が求められる。

出所:北九州市公営競技事業経営戦略 平成 31 年3月策定

4 市の経営方針

(1) 企業理念

近年、全国における競輪及びボートレースの売上が増加傾向にある中で、市における両事業の売上も増加しており、特にモーターボート競走事業に大きな伸びが見られる。また、購入形態別推移では、全国における両事業ともに本場における売上が減少する一方で、電話投票の割合が伸び、購入形態が多岐にわたっている。

こうした環境のなかで、市は、以下の経営理念を掲げている。

小倉競輪・ボートレース若松は、事業の収益金で、将来にわたり北九州市の未来づくりと豊かな社会づくりに貢献していきます。

出所:北九州市公営競技事業経営戦略 平成 31 年3月策定

(2) 目指すべき将来像（競輪事業）

市は、企業理念を実践していくために、経営の基本となる「売上」、「運営・財務」、「地域・社会貢献」の3つを柱とした目指すべき将来像を掲げている。

I. 選ばれるレース場〔売上〕

(ア) 基本方針

市は、選ばれるレース場を目指す基本方針として、以下を設定している。

1. 長年の競輪祭開催場としての特性や屋内レース場の優位性を生かし、次の3点に重点を置いた取組を推進し、電話(ネット)投票を中心とした売上額向上に優先的に取り組む。
 - (1) 競輪祭(G I)のナイター化による売上額向上
 - (2) ミッドナイト競輪の売上額向上
 - (3) オールナイター開催による普通開催の売上額の確保
2. 中央団体と連携しながら、本場来場者数を確保する。
3. 中央団体の施策の積極的な活用と他場施行者との連携により、売上額向上につなげる。
4. 場外発売の売上額を維持する。

出所:北九州市公営競技事業経営戦略 平成 31 年3月策定

(イ) 取組項目

上記基本方針を達成するための取組項目として、市が北九州市公営競技事業経営戦略の中で定めた具体的な内容は以下の通りである。

i. 競輪祭の売上額向上

① ナイター6日制開催の実施

- ・ 競輪の新規ファンの掘り起こしや競輪全体の売上額向上に資するため、競輪祭をナイター6日制で開催する。

② 新しい概定番組の定着

- ・ 平成30年の競輪祭で導入した新しい概定番組を定着させていくため、CS放送等を活用したPRを積極的に行うとともに、分かりやすい概定番組のあり方を検証する。

③ 効果的な広報宣伝の実施

- ・ 競輪祭の本場来場者数の確保や電話投票・場外発売の売上額向上につなげていくため、広報宣伝計画の策定・検証やイベント・ファンサービスの強化に取り組む。

④ 場間場外発売場の拡大

- ・ ファンに車券購入機会を提供していくため、ナイター開催時間帯での場外発売が実施できていない競輪場等への発売協力依頼等を実施する。

ii. ミッドナイト競輪の売上額向上

① 計画的な開催日程の実現

- ・ 他施行者との競合開催となる日数等を調整し、発売効果を高めることで売上額を確保するため、ミッドナイト競輪連絡協議会等を活用し、計画的な開催日程の実現を目指す。

② 魅力あるレースの提供

- ・ ファンのニーズに応えたレース等を実施し、売上額向上につなげていくため、レース開催時間やレース数等の見直し、中央団体への企画レースの提案を行う。

③ 借上げミッドナイト競輪の推進

- ・ 競輪全体の活性化のため、借上げミッドナイト競輪の参入枠拡大に向けて開催可能日数等の拡大を中央団体に提案するとともに、ミッドナイト競輪参入希望施行者への働きかけを積極的に行う。

iii. 普通競輪(FI・FII)の売上額の確保

① 場間場外発売場の拡大

- ・ ファンに車券購入機会を提供していくため、各施行者への営業活動を強化するとともに、来場者向けキャンペーンを効果的に実施する。

② 魅力あるレースの実施

- ・ ファンの購買意欲を高めるため、スーパーナイター濱田賞の開催や出場選手の充実、新たな企画レースの開発・実施等に取り組む。

iv. 本場来場者数の確保

- ① 効果的な広報宣伝の実施
 - ・ 競輪祭の本場来場者数の確保や電話投票・場外発売の売上額向上につなげていくため、広報宣伝計画の策定・検証やイベント・ファンサービスの強化に取り組む。
- ② 積極的な情報発信
 - ・ ファンの情報獲得の利便性や関心を高め、来場促進につなげるため、SNS等を活用し積極的に情報発信を行う。
- ③ 既存ファン向けサービスの充実
 - ・ 既存ファンの来場継続につなげるため、キャッシュレス投票利用者サービスや来場促進イベントを効果的に実施する。
- ④ 快適な空間の提供
 - ・ ファンの再来場の促進へとつなげていくため、施設改修にあたっては、来場者への快適な空間の提供の視点からも検討し、実施する。
- ⑤ 来場者の実態把握
 - ・ 来場者の実態を把握し、本場来場者数確保に向けた取組の検証や今後の取組を検討するため、中央団体と連携し来場者調査を実施する。

v. 中央団体等の施策活用

- ① 中央団体の施策活用・協力
 - ・ 競輪全体の売上額の底上げを通じて小倉競輪の売上額向上につなげていくため、中央団体の施策の活用や中央団体への提案等を行う。
- ② 場間場外併売の拡大
 - ・ 場間場外発売を拡大し、競輪全体の売上額の底上げを図るため、効率的な場間場外発売システムの構築を中央団体に提案するとともに、場間場外発売施行者間の事務の見直し等を行う。
- ③ GⅢナイターの場外発売の実施
 - ・ GⅢナイター全体の売上額向上につなげていくため、小倉競輪で他の競輪場で開催されるGⅢナイターの場外発売を実施する。

vi. 場外発売の売上額の維持

- ① ファンのニーズに合った車券購入機会の提供
 - ・ ファンに車券購入機会を提供していくため、場外発売日数を確保するとともに、ファンのライフスタイルに応じて車券が購入できるレースを提供する。
- ② ファンサービスの充実
 - ・ 車券購入者数を確保していくため、快適な購入環境を整備するとともに、キャッ

シュレス投票利用者サービスを効果的に実施する。

③ GⅢナイターの場外発売の実施

- ・ GⅢナイター全体の売上額向上につなげていくため、小倉競輪で他の競輪場で開催されるGⅢナイターの場外発売を実施する。

II. 健全な運営・信頼されるレース場〔運営・財務〕

(ア) 基本方針

市は、健全な運営・信頼されるレース場を目指す基本方針として、以下を設定している。

1. 計画的な施設・設備の改修に取り組み、安定的にレースを開催する。
2. 発売体制及び事務の効率化や組織の強化等により、健全な業務運営に取り組む。
3. 施行者収益の向上や競輪全体の売上額の底上げを図るための方策を、中央団体と連携して構築する。
4. 企業債の償還に最優先に取り組む。

出所:北九州市公営競技事業経営戦略 平成31年3月策定

(イ) 取組項目

上記基本方針を達成するための取組項目として、市が北九州市公営競技事業経営戦略の中で定めた具体的な内容は以下の通りである。

i. 安定的なレースの開催

- ① 計画的な施設・設備の改修
 - ・ 施設・設備の老朽化や来場者ニーズ等に対応していくため、優先度を定め、計画的に改修を進める。
- ② 施設・設備の定期点検の実施
 - ・ 施設の長寿命化や改修コスト削減のため、定期的に保守点検を行う。

ii. 安全・安心な環境の提供

- ① 場内秩序の維持
 - ・ 場内トラブルを防止し、来場者に快適に過ごしてもらうため、警備員を適正に配置する。
- ② 緊急時の的確な対応
 - ・ 緊急時における役割を関係者間で共有し、的確な対応が取れるように、定期的な避難訓練の実施や、緊急連絡体制の点検を行う。
- ③ ギャンブル等依存症対策への対応
 - ・ 競輪を安心して楽しんでいただくため、法令や国の動向等を注視し、中央団体や他の競輪場と足並みを揃えながら、本市精神保健福祉センターとも連携して

適切な対応を実施する。

iii. 業務運営の改善・効率化

- ① 発売体制の効率化
 - ・ 効率的な発売体制を確保するため、来場者予測に基づく発売エリアの調整を行う。
- ② 専用場外発売施設のあり方の検討
 - ・ 専用場外発売施設(ハイビジョンシアター門司・サテライト若松)は、収支状況を踏まえて、適切に対応する。
- ③ 北九州メディアドームの施設貸出料金の見直し
 - ・ 収益改善を図るため、料金体系等の見直し等を検討する。
- ④ 包括委託の次期更新時の方針の策定
 - ・ 長期的に安定した収益と業務運営を確保するため、毎年度、業務の実施状況等を精査するとともに、次期更新時の方針を策定する。
- ⑤ 光熱水費の削減
 - ・ 施設改修時に、照明や空調の省エネ化を推進し、光熱水費の削減を図る。
- ⑥ 自己点検・評価等の実施
 - ・ 本戦略の取組項目の進捗状況については、毎年度、自己点検・評価を行う。また、前期中期計画の中間評価として、2021年度内に外部評価を行う。

iv. 組織体制の強化

- ① 職員の専門性の向上
 - ・ 各担当業務の確実性・専門性を高めるため、職員研修の実施や職員の諸会議等への参加を積極的に行う。
- ② 会計年度任用職員の任用
 - ・ 非常勤職員については、2020年4月の会計年度任用職員制度への移行を円滑に行う。

v. 中央団体等との連携

- ① 中央団体の施策活用・協力
 - ・ 競輪全体の売上額の底上げを通じて小倉競輪の売上額向上につなげていくため、中央団体の施策の活用や中央団体への提案等を行う。
- ② 場間場外併売の拡大
 - ・ 場間場外発売を拡大し、競輪全体の売上額の底上げを図るため、場間場外発売システムの構築を中央団体に提案するとともに、場間場外発売施行者間の事務の見直し等を行う。

③ 競輪宣伝の強化

- ・ 新規ファン獲得のため、ターゲットを絞った全国的な宣伝を強化することを中央団体に働きかける。

vi. 情報公開

① 財務諸表等の公開

- ・ 地方公営企業としての経営の透明性を確保するため、ホームページ等に財務諸表等を公開する。

② 北九州市公営競技事業経営戦略の公開

- ・ 競輪事業の理解の促進を図るため、ホームページ等に本戦略を公開する。

III. 親しまれるレース場〔地域・社会貢献〕

(ア) 基本方針

市は、親しまれるレース場を目指す基本方針として、以下を設定している。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 企業イメージの向上につながる取組を積極的に推進する。2. 地域に貢献する多目的施設として、北九州メディアドームの利用者数を引き続き確保する。 |
|--|

出所:北九州市公営競技事業経営戦略 平成 31 年3月策定

(イ) 取組項目

上記基本方針を達成するための取組項目として、市が北九州市公営競技事業経営戦略の中で定めた具体的な内容は以下の通りである。

i. イメージアップ事業の企画・実施

① イメージアップ事業の企画・実施

- ・ 競輪事業の社会貢献性を発信するため、子ども食堂の開設等を行う。

② 競輪事業の公益性の情報発信

- ・ 競輪の収益金がJKA等を通して広く公益事業に活用されていることをJKAと連携しながら積極的に発信する。

ii. 施設の地域開放の促進

① 場内施設を活用した地域開放

- ・ ファミリー層が気軽に来場するきっかけを提供するため、夏まつりを毎年度開催するとともに、遊休スペース等を活用した地域開放を実施する。

② 景観の美化

- ・ 競輪場のイメージアップを図るため、場内外の定期的な清掃の実施や景観の美

化に取り組む。

③ 本市観光振興への貢献

- ・ 競輪の知名度向上と新たなファン層の拡大を視野に入れながら、本市産業経済局と連携し、インバウンドも含めた本市観光振興へ貢献する。

iii. 北九州メディアドームの貸館機能の充実

① 利用者の利便性の向上

- ・ 利用者数を確保するため、申込手続きや利用料金等、利用に当たっての情報を分かりやすく発信する。

② イベント情報の発信

- ・ 多目的施設としての役割を広く周知していくため、アリーナを使ったイベント等の情報を積極的に発信する。

(3) 目指すべき将来像（モーターボート競走事業）

市は、企業理念を実践していくために、経営の基本となる「売上」、「運営・財務」、「地域・社会貢献」の3つを柱とした目指すべき将来像を掲げている。

I. 選ばれるレース場〔売上〕

(ア) 基本方針

市は、選ばれるレース場を目指す基本方針として、以下を設定している。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. ナイターレース場（現在7場）が競合する中で、以下の取組により、本市売上額を安定的に確保する。<ol style="list-style-type: none">(1) ナイターレース場全体の普通開催売上額におけるシェアの拡大を目指す。(2) 普通開催における場外発売協力場数の拡大を目指す。2. SG 競走等のグレートレースを誘致する。3. 既存ファンの確保と新規ファンの獲得により、本場来場者数の増加につなげる。4. ボートレース業界の中央団体の施策を活用し、売上額向上につなげる。5. 受託発売収入額の拡大を目指す。 |
|--|

出所:北九州市公営競技事業経営戦略 平成 31 年3月策定

(イ) 取組項目

上記基本方針を達成するための取組項目として、市が北九州市公営競技事業経営戦略の中で定めた具体的な内容は以下の通りである。

i. 電話投票・場間場外売上額の確保

① 魅力あるレースの提供

- ・ ファンの購買意欲を高めるため、ボートレース若松オリジナルの企画レースやS・G・G I 競走等を開催する。
- ② 開催日程等の工夫
 - ・ 発売効果を高めることで売上額を確保するため、節数増加等による柔軟な開催の実施を目指すとともに、ナイター開催時間のあり方を検証する。
- ③ 積極的な情報発信
 - ・ ファンの情報獲得の利便性や関心を高め、売上額向上につなげるため、スポーツ紙・専門誌による宣伝を引き続き実施するとともに、ホームページの利便性の向上やSNS等の活用の強化を図る。
- ④ ファンサービスの充実
 - ・ ファンの満足度を高めることで更なる舟券購入につなげていくため、電話投票顧客向けキャンペーンやボートレースチケットショップ(以下「BTS」という。)顧客向けキャンペーンを効果的に実施する。
- ⑤ 場間場外発売協力場・ボートレースチケットショップの拡大
 - ・ ファンに舟券購入機会を提供していくため、各レース場・BTSへの発売協力依頼等を実施する。

ii. SG 競走等の誘致

- ① SG 競走等の誘致
 - ・ 年間売上額の増加や既存ファンの満足度向上、新規ファンの獲得、来場者の増加等につなげていくため、全国的に注目度の高いSG競走やプレミアムG I 競走等を誘致する。

iii. 本場来場者数の拡大

- ① 既存ファン向けサービスの充実
 - ・ 既存ファンの来場継続につなげるため、既存イベント・サービスに対するファン満足度を検証しながら、かっぱくんカード利用者サービスの効果的な実施やキャッシュレス投票機の増設、ボートレース若松オリジナルグッズの企画・販売等を行う。
- ② 新規ファンの獲得のための取組強化
 - ・ 来場のきっかけを提供し、新規ファン獲得や再来場の促進へとつなげていくため、タレントイベントやファミリー向けイベントの見直し、特別観覧施設ROKUを活用した初心者向けイベント等を実施する。
- ③ ボートレース若松の更なる認知度向上
 - ・ ボートレース若松を知らない方々にも関心・興味を持ってもらうため、大型商業施設等での出張PRブースによるキャンペーンの実施や交通拠点等での大型看

板の設置を行う。

④ 快適な空間の提供

- ・ ファンの再来場の促進へつなげていくため、分煙やごみのポイ捨て対応など来場者のマナー向上に取り組むとともに、施設全体を対象とした改修に関する基本構想の策定の中で、来場者への快適な空間の提供についても検討し、計画的に施設・設備を改修する。

⑤ 来場者の実態把握

- ・ 来場者の実態を把握し、本場来場者数拡大に向けた取組の検証や将来の来場者確保策を検討するため、かつぱくんカード利用者データに基づく来場者調査の結果やBOATRACE振興会(以下「振興会」という。)が定期的を実施する来場者実態調査の結果を活用する。

⑥ 積極的な情報発信

- ・ ファンの情報獲得の利便性や関心を高め、売上額向上につなげるため、スポーツ紙・専門誌による宣伝を引き続き実施するとともに、ホームページの利便性の向上やSNS等の活用の強化を図る。

⑦ SG 競走等の誘致

- ・ 年間売上額の増加や既存ファンの満足度向上、新規ファンの獲得、来場者の増加等につなげていくため、全国的に注目度の高いSG競走やプレミアムG I 競走等を誘致する。

⑧ 場内施設を活用した地域開放

- ・ ファミリー層が気軽に来場するきっかけを提供するため、わかわくらんどとボルダリングパーク(レッド・ロック)の認知度・利用者数を向上させるとともに、夏まつりを毎年度開催する。

iv. 受託発売額の拡大

① 外向発売所「カップ☆ピア」の充実

- ・ 舟券購入者数を確保していくため、発売日数を確保するとともに、かつぱくんカード利用者サービスを効果的に実施する。また、施設全体を対象とした改修に関する基本構想の策定の中で、カップ☆ピアの施設の在り方を検討する。

② BTS 北九州メディアドームの充実

- ・ 舟券購入者数を確保していくため、発売日数を確保するとともに、購入者向けキャンペーンやかつぱくんカード利用者サービスを効果的に実施する。

II. 健全な運営・信頼されるレース場〔運営・財務〕

(ア) 基本方針

市は、健全な運営・信頼されるレース場を目指す基本方針として、以下を設定している。

1. 計画的な施設・設備の改修に取り組み、安定的にレースを開催する。
2. 発売体制及び事務の効率化や組織の強化等により、健全な業務運営に取り組む。

出所:北九州市公営競技事業経営戦略 平成31年3月策定

(イ) 取組項目

上記基本方針を達成するための取組項目として、市が北九州市公営競技事業経営戦略の中で定めた具体的な内容は以下の通りである。

i. 安定的なレースの開催

- ① 計画的な施設・設備の改修
 - ・ 施設・設備の老朽化や来場者ニーズ等に対応していくため、施設全体を対象とした改修に関する基本構想を策定し、計画的な改修を進める。
- ② 施設・設備の定期点検の実施
 - ・ 施設の長寿命化や改修コスト削減のため、定期保守点検や水上施設の総点検・メンテナンスを行う。

ii. 安全・安心な環境の提供

- ① 場内秩序の維持
 - ・ 場内トラブルを防止し、来場者に快適に過ごしてもらうため、警備員を適正に配置する。
- ② 緊急時の的確な対応
 - ・ 緊急時における役割を関係者間で共有し、的確な対応が取れるように、定期的な避難訓練の実施や、緊急連絡体制の点検を行う。
- ③ ギャンブル等依存症対策への対応
 - ・ ボートレースを安心して楽しんでいただくため、法令や国の動向等を注視し、中央団体や他のボートレース場と足並みを揃えながら、本市精神保健福祉センターとも連携して適切な対応を実施する。

iii. 業務運営の改善・効率化

- ① 発売体制の効率化
 - ・ 投票機器の更新時期の平準化や投票所の適正な開設、投票関係従事者の適正配置等を行う。
- ② 事務の効率化
 - ・ 事務の効率化を図るため、契約内容の見直しやルーチン業務の改善等に取り組む。
- ③ 本場施設改革改善相談室の活用
 - ・ 施設全体を対象とした改修に関する基本構想の策定や改修の早期実現、改修コストの削減を図るため、振興会の本場施設改革改善相談室を積極的に活用する。
- ④ 自己点検・評価等の実施
 - ・ 本戦略の取組項目の進捗状況については、毎年度、自己点検・評価を行う。また、前期中期計画の中間評価として、2021年度内に外部評価を行う。

iv. 組織体制の強化

- ① 職員の専門性の向上
 - ・ 各担当業務の確実性・専門性を高めるため、職員研修の実施や職員による諸会議等への参加を積極的に行う。
- ② 組織活力の創出
 - ・ 各担当業務の確実性・専門性を高めるため、職員研修の実施や職員による諸会議等への参加を積極的に行う。
- ③ 会計年度任用職員の任用
 - ・ 競走事業従事員等の非常勤職員については、2020年4月の会計年度任用職員制度への移行を円滑に行う。

v. 中央団体等との連携

- ① 中央団体等の施策の活用
 - ・ 効果的な収益向上を図るため、中央団体等の施策を積極的に活用する。

vi. 情報公開

- ① 財務諸表等の公開
 - ・ 地方公営企業としての経営の透明性を確保するため、ホームページ等に財務諸表等を公開する。
- ② 北九州市公営競技事業経営戦略の公開
 - ・ ポートレース事業の理解の促進を図るため、ホームページ等に本戦略を公開する。

III. 親しまれるレース場〔地域・社会貢献〕

(ア) 基本方針

市は、親しまれるレース場を目指す基本方針として、以下を設定している。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 企業イメージの向上につながる取組を積極的に推進する。2. クレカ若松を地域交流拠点として定着させる。 |
|--|

出所:北九州市公営競技事業経営戦略 平成 31 年3月策定

(イ) 取組項目

上記基本方針を達成するための取組項目として、市が北九州公営競技事業経営戦略の中で定めた具体的な内容は以下の通りである。

i. イメージアップ事業の企画・実施

① イメージアップ事業の企画・実施

- ・ ボートレース事業の社会貢献性を発信するため、子ども食堂やパラアスリートのスポンサー支援等を行う。

② ボートレース事業の公益性の更なる情報発信

- ・ ボートレース事業の収益金が本市の一般会計の財源として役立てられていることや日本財団等を通して広く公益事業に活用されていることを積極的に発信する。

ii. 施設の地域開放の促進

① 場内施設を活用した地域開放

- ・ ファミリー層が気軽に来場するきっかけを提供するため、わかわくらんどとボルダリングパーク(レッド・ロック)の認知度・利用者数を向上させるとともに、夏まつりを毎年度開催する。

② ボートレースパーク化の検討

- ・ 地域に親しまれるボートレース場の実現のため、振興会のボートレースパーク化に向けた方針を踏まえ、施設全体を対象とした改修に関する基本構想を振興会と連携し策定する。

③ 景観の美化

- ・ ボートレース場のイメージアップを図るため、場内外の定期的な清掃の実施や景観の美化に取り組む。

④ 本市観光振興への貢献

- ・ ボートレースの知名度向上と新たなファン層の拡大を視野に入れながら、本市産業経済局と連携し、インバウンドも含めた本市観光振興へ貢献する。

iii. クレカ若松の利用促進

- ① 認知度の向上
 - ・ 認知度向上イベントの開催(当面2年間)やSNS等を通じた情報発信を積極的に行うとともに、利用が見込まれる団体等への周知活動を行う。
- ② 利用者の利便性の向上
 - ・ 施設の申込み方法の見直しを行う。また、使用料金等の見直しを検討する。
- ③ 災害時の施設提供
 - ・ 災害時の避難施設として、避難者の受入可能な環境を整備する。